

財務書類に対する注記

1. 対象とする会計

区分	会計名称
一般会計	一般会計
政令等特別会計	食肉市場事業会計
	駐車場事業会計
	母子父子寡婦福祉貸付資金会計
	国民健康保険事業会計
	心身障害者扶養共済事業会計
	介護保険事業会計
	後期高齢者医療事業会計
準公営企業会計	中央卸売市場事業会計
	港営事業会計
	下水道事業会計
公営企業会計	水道事業会計
	工業用水道事業会計
公債費会計	公債費会計

2. 重要な後発事象

令和2年度において、新型コロナウイルス感染症緊急対策として、感染拡大防止の取組や生活に困っている方への支援等の事業を実施することに伴い、当該事業に係る費用及びその財源となる国庫支出金等収益の増加が見込まれます。

また、同感染症の拡大に伴い、今後、企業収益の悪化や個人所得の減少等により市税収入が大きく減収する一方、生活保護をはじめ社会保障関係経費が増大し、令和2年度以降の本市の財政状態及び運営状況に影響を及ぼすことが想定されます。

3. 追加情報

【事業再編等に伴う移転損益】

博物館施設の地方独立行政法人化に伴う地方独立行政法人大阪市博物館機構への諸資産の引き渡しなどによる損失67,537百万円を、無償所管換等に計上しております。

【災害による損失】

災害復旧に関する費用(公共施設の復旧整備費用)等を災害による損失として、臨時損失に計上しております。
なお、災害復旧の財源となる国庫支出金及び分担金収益は、臨時利益に計上しております。

【新型コロナウイルス感染症による損失】

新型コロナウイルス感染症の影響額のうち、市民利用施設等の一時閉館による費用(指定管理者への減収分等補填に係る業務代行料の追加費用など)231百万円を、臨時損失に計上しております。

【道路、河川及び水路の敷地の取扱い】

昭和59年度以前に取得、並びに無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地について、原則として備忘価額1円で計上するものを、大阪市基準に基づき、取得原価や時価等を基準として公正に評価した額により計上しております。